平成２３年（フ）第７４９５号
大阪市中央区南久宝寺町２－４－７　リーガルタワー船場1603号、開始決定時の住所大阪市中央区南船場１丁目16番12―1103号
破産者　井谷　芳幸
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０号
大阪市中央区法円坂１丁目１番40号メロディーハイム法円坂510号室、開始決定時堺市西区鳳中町９丁291番地
破産者　佐々木博夫
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４号
大阪市住之江区南港中３丁目３番32―405号
破産者　野田　彰造
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９号
大阪府寝屋川市葛原２丁目５－８、開始決定時大阪府寝屋川市点野５丁目23番６号
破産者　三山　　惠
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２９号
大阪市平野区喜連東２丁目３番41号
破産者　内海　勝緒
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０９号
大阪市東住吉区今林２丁目３番２号
破産者　喫茶うろここと　松本　憲治
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４１号
大阪市平野区加美東６丁目11番30―301号
破産者　桑田　幸哉
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９４号
大阪市平野区加美東６丁目11番30―301号
破産者　桑田　幸哉
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３４号
大阪府豊中市寺内２丁目13番５―601号、前住所大阪府吹田市広芝町９番４―1004号
破産者　大森　保之
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３０８号
大阪府東大阪市南荘町14番25号
破産者　島根　廣志
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７６７号
大阪府八尾市新家町２丁目96番地の２、開始決定時の住所大阪府柏原市大字高井田46番地の28
破産者　古澤金物製作所こと　古澤　照夫
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
鹿児島県姶良市東餅田2280番地３
破産者　川越　洋子（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2935番地７
破産者　西薗　幸美
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
函館市美原１丁目34番17号
破産者　居城　　敏
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３３７号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区10棟204号
破産者　安部吉左エ門
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５６号
神奈川県大和市西鶴間１丁目10番13―409号
破産者　水戸佐世已
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３７号
横浜市南区中村町２丁目140番地２　小柳荘202
破産者　奥川　敏子（旧姓大杉）
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７号
長野県上田市真田町傍陽2757番地４
破産者　堀内　一夫
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７１０号
高知県南国市三畠116番地
破産者　高野　邦夫
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係